

事務局幹部の年俸に関する内規

一般社団法人日本粉体工業技術協会

1. 満60才を超える事務局幹部の年俸の限度額を、下表のとおりとする。

区 分	適 用 対 象 者	年俸限度額* (万円)
1 級 職	(2～4級職以外)	400
2 級 職	東京事務所長、事務局長代理 又はそれらと同等職	450

注： *；年俸限度額は、(月額給与)×12+(年間賞与総額)を云う。

2. 常勤の役員等の報酬については別に定める。
3. 1～2級職の幹部職員の年間賞与総額、支給時期等については、「事務局員の給与及び賞与等内規」の4～6項を原則として準用する。
4. 幹部職員の給与については、第1項の限度内で会長がこれを定める。
5. この内規は理事会の承認を得た日から発効する。

(付 記)

平成10年3月19日制定(理事会承認)

平成13年9月20日改定(理事会承認)

平成19年3月15日一部改定(理事会承認)

平成23年3月18日一部改定(理事会承認)